

高知市若手人材定着支援事業資格取得助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規雇用者等に業務上必要な資格を取得させる中小企業・小規模企業者に対し、当該資格取得に要する経費の一部を助成することで若者の定着を図ることを目的とし、高知市若手人材定着支援事業資格取得助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 助成金の交付の対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に本店又は主たる事業所を有するものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者
- (3) 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
- (4) 市税等を滞納している者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

(対象労働者)

第3条 助成金の交付の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、主たる勤務地が高知市内の事業所に勤務する労働者であって、当該会計年度の4月1日現在において満34歳未満の者をいう。

(対象資格等)

第4条 助成の対象となる資格等（以下「対象資格等」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、当該会計年度の4月1日以降に取得した資格等に限る。

- (1) 法令に基づく国家資格
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に定める技能検定

2 前項の規定にかかわらず、対象資格等が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象としない。

- (1) 私的活用の度合いが大きいものと認められるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、支援の対象として適当でないと認められるもの

(助成金額及び助成限度回数)

第5条 助成対象となる経費、助成率及び助成限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 助成金の申請は、対象労働者1名につき同一年度内において1回限りとする。

3 助成対象事業者が助成の対象とできる対象労働者は、同一年度内において10名を上限とする。

4 助成対象事業者に対し当該会計年度に交付する助成金の額は、「高知市若手人材定着支援事業費補助金交付要綱」に基づく補助金の交付額と合算して、1事業者当たり1,000,000円を上限とする。

(助成金の交付の申込み)

第6条 助成対象事業者は、助成金の交付を受けようとする場合は、当該資格試験の申込日又は対象経費の支払日のいずれか早い日までに、高知市若手人材定着支援事業資格取得助成金申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申込書を受理したときは、当該内容を審査し、その結果を高知市若手人材定着支援事業資格取得助成金申込書受理通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。ただし、あらかじめ第8条第1項による助成金の交付の申請が困難なものは、助成金の交付の申請は、翌年度に当事業が予算措置された場合に限るとの条件を付して、受理するものとする。

(申込みの廃止)

第7条 前条第1項の規定による申込内容について、事業が廃止となることが確定したときは、速やかに高知市若手人材定着支援事業資格取得助成金廃止届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付申請)

第8条 第6条の申込を行った助成対象事業者が、助成金の交付を受けようとするときは、高知市若手人材定着支援事業資格取得助成金交付申請書(様式第4号)(以下「交付申請書」という。)に、関係書類を添えて、資格取得の日又は合否発表のあった日から2ヶ月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに市長へ提出しなければならない。この場合において、期日までに交付申請書が提出されない場合は、第6条の規定による申込書が取り下げられたものとみなすが、同条2項の規定によるただし書のもと受理された申請書についてはこの限りではない。

2 助成対象事業者は、第1項の申請に当たっては、当該助成金に係る消費税仕入控除税額等(第4条の補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額をいう。以下同じ。)があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(助成金の交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否及び交付すべき助成金の額を決定し、適当と認めたときは、高知市若手人材定着支援事業資格取得助成金交付決定通知書(様式第5号)により当該申請をした助成対象事業者に通知するものとし、適当でないとして認めたときは所定の高知市若手人材定着支援事業資格取得助成金交付却下通知書により当該申請をした助成対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第10条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた助成対象事業者(以下「助成事業者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の高知市若手人材定着支援事業資格取得助成金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(助成金の実績報告及び確定)

第11条 助成金の実績報告については、第8条第1項の規定による助成金の交付の申請をもって代えるものとする。

2 助成金の額の確定については、第9条第1項の規定による交付決定をもって代えるものとする。

(助成金の交付請求及び交付)

第12条 助成事業者は、第9条第1項に規定する助成金額の交付決定を受けたときは、高知市若手人材定着支援事業資格取得助成金交付請求書(様式第6号)により市長に助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命

令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、第9条第1項に規定する交付決定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の高知市若手人材定着支援事業資格取得助成金交付決定取消通知書により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金の交付決定を受けた事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 2 第8条第2項ただし書の規定により交付申請をした助成事業者は、第12条第2項の交付の後に、当該助成金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに所定の消費税仕入控除税額等報告書により市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(調査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第16条 助成事業者は、助成金に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、その交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定による改正後の高知市資格取得助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請されるものから適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定による改正後の高知市若手人材定着支援事業資格取得助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請されるものから適用するが、当該資格試験の申込が令和7年度中になされたものに限り、令和8年9月末日までは従前の例によるものとする。

- 3 前項の規定により、従前の例により申請した者が、同一年度内に新要綱の規定により申請を行う場合における第5条第3項及び第4項の規定の適用については、当該年度内に行われた申請をすべて合算する。

別表1（第4条関係）

| | |
|-----------|---|
| 助成対象となる経費 | 補助対象事業者が負担する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）で、次に掲げるもの (1) 第4条第1項に掲げる資格等の取得に係る受講料及び受験料等 (2) 第4条第2項に掲げる技能検定の受験手数料 |
| 助成率 | 2分の1（1,000円未満切り捨て） |
| 助成限度額 | 10万円 |